

一般社団法人 福井県文化協議会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福井県文化協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福井県における芸術文化団体及び会員の自主的活動の強化促進を図り、芸術文化の普及振興と県民文化の高揚に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化の振興及び普及に関する調査研究
- (2) 各種芸術文化事業の開催
- (3) 芸術文化諸団体との連絡提携及びその育成
- (4) 地域文化の振興
- (5) 芸術文化に関する個人及び団体の表彰
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、別に定める規則にしたがい、正会員から選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第25条第3項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 代議員

(代議員)

第12条 この法人に、正会員のうちから、200名以内の代議員を置く。(220607 一部改正)

2 前項の代議員をもって法人法の社員とする。

(代議員の選任)

第13条 代議員は、正会員の中から、別に定める規則により選出する。

- 2 代議員は、役員を兼ねることができない。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

- (5) 法人法第 51 条第4項及び 52 条第5項の権利(議決権行使記録の閲覧等)
- (6) 法人法第 129 条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第 229 条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第 246 条第3項、第 250 条第3項及び第 256 条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

7 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(代議員の職務権限)

第 14 条 代議員は、正会員を代表して社員総会に出席し、審議事項を審議し議決する。

(代議員の任期)

第 15 条 第 13 条第3項の代議員選挙は、2年に1度、7月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする)。

2 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員選挙をすることができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

3 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

4 第2項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 13 条第3項の代議員選挙終了の時までとする。

(代議員の報酬)

第 16 条 代議員は無報酬とする。

第5章 社員総会

(種類)

第 17 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第 18 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 19 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 社員の除名

- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 事業計画及び収支予算についての事項
- (9) 理事会が審議を付託した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 20 条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 議決権の 10 分の1以上を有する社員は、会長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 22 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が社員総会の議長となる。

(定足数)

第 23 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(議決権)

第 24 条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第 25 条 社員総会の決議は、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は社員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の過半数以上であって、総社員議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

(議事録)

第 26 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 25 名以上 30 名以内

(2)監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、6名を副会長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の会長を以て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事のうち7名以内を業務執行理事とし、そのうちの1名を専務理事とする。

5 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、現在理事数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。また、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任の後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
(役員了解任)

第 32 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
(役員解任)

第 33 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

(取引の制限)

第 34 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(役職者)

第 35 条 この法人には、顧問を置くことができる。

2 顧問は文化界の権威者として一般の推服する人士、学識名望が秀でた人士、もしくはこの法人に対して特別顕著な功労があった人士中から若干名を理事会の決議によって決定する。顧問は重要な会務につき会長の諮問された事項について参考意見を述べることができる。

3 顧問は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第 36 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の招集は理事会の目的である事項を示し、会日より1週間以前に各理事及び監事に対して通知を発しなければならない。ただし、議案の緊急処理を必要とするため、その期間をおくことができないときはこの限りではない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(定足数)

第 39 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の付属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1)監査報告

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 48 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第5条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 委員会

(委員会)

第 50 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 52 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)定款

(2)会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3)理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書

(4)認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5)定款に定める機関の議事に関する書類

(6)財産目録

(7)事業計画書及び収支予算書

(8)事業報告書及び収支計算書の計算書類

(9)前項の監査報告書

(10)その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 53 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 53 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 54 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 55 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 補則

(委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 57 条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員もしくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 121 条第1項において読み替えて準用する同法第 106 条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 121 条第1項において読み替えて準用する同法第 106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の7登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第 28 条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は、川島英治とする。

附 則

この定款は平成24年4月1日から施行する。

平成26年6月12日 一部改正

平成28年2月24日 一部改正

令和4年6月11日 一部改正